

## 構造改革特別区域計画

### 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

岩手県陸前高田市

### 2 構造改革特別区域の名称

海風薫る果樹のまち陸前高田ワイン・シードル特区

### 3 構造改革特別区域の範囲

岩手県陸前高田市の全域

### 4 構造改革特別区域の特性

#### (1) 位置

本市は、岩手県の東南端、三陸海岸の南の玄関口として、岩手県大船渡市、住田町、一関市、宮城県気仙沼市に接しており、市域の長さは東西約 23 km、南北約 21 km で、面積は 231.94 km<sup>2</sup> である。

#### (2) 気候

本市を含む気仙地方は、東日本型の太平洋側気候に属しており、年間日照時間は 1,741.4 時間、年平均気温は 11.7 度、年間降水量は 1,546.7 ミリとなっている。

県内では最も温暖な土地とされ、降霜期が短いことから、果樹の開花期に霜の影響を受けにくいことや、りんごを長期間樹上で熟成させることが可能であること、夏季には極端な高温になりにくく、ぶどう、りんごの高温障害が発生しにくいことなどの理由から、果樹の栽培に適した気候となっている。

#### (3) 人口

本市の人口は、昭和 31 年の 33,163 人をピークに減少しており、令和 2 年の国勢調査による人口は 18,262 人となっている。この減少は、少子高齢化の進行に加え、平成 23 年に発生した東日本大震災により、多くの市民が犠牲になったことや、その後の避難や復興事業の長期化により、人口の流出が続いたことも大きな要因となっている。

また、高齢化率（総人口に占める 65 歳以上人口の割合）は、昭和 60 年の 15.0% から、令和 2 年の 36.8% へ急激に高まっており、人口減少と少子高齢化が深刻な状況となっている。

令和 7 年 3 月に策定した「陸前高田市人口ビジョン及び第 2 期まち・ひと・しごと総合戦略」においては、人口減少・少子高齢化への対策を講じることで、令和 42 年に 11,689 人の人口を確保することを目指している。

#### (4) 産業

本市の産業は、古くから行われてきた農林水産業を基盤としながら、豊かな水産資源

を活用した水産加工業などの製造業が中核を占めてきたところであるが、近年は卸・小売業や、医療・福祉、教育関連産業など、いわゆる第三次産業に従事する住民の割合が増加している。

令和2年国勢調査によると、15歳以上の就業者の産業別構成比は、第一次産業が11.1%、第二次産業が29.5%、第三次産業が59.4%となっており、中分類における割合の大きい産業は、建設業、医療・福祉、製造業、卸・小売業の順となっている。

#### ア 農業

本市の農業は、気仙川河岸周辺や海岸部の沖積平野を中心に水田が広がっており、主食用米や飼料用米、大豆等が生産されている。東日本大震災により沿岸部の水田は壊滅的被害を受けたが、県営土地改良事業の導入により大区画化を兼ねた復旧事業が実施され、あわせて農業法人の立ち上げにより営農の集約化が図られている。

畑作については、地形上の制約により水田面積が限られていることから、古くから中山間地や氷上山麓、箱根山麓の台地を中心に開墾が行われてきた。近年では転作水田も活用しながら、夏秋キュウリ、ピーマン、ズッキーニなどの栽培が行われているほか、温暖な気候を活用し、イチゴやミニトマトなどの施設園芸作物の栽培も行われている。

一方で、集約化が難しい中山間地の農地を中心に、耕作放棄地の増加が懸念されており、農地中間管理事業を活用した農地の流動化や、新規就農者の確保が求められている。

また、特筆すべき農産物として、りんご、和なし、ぶどうなどの果樹が挙げられる。本市の気候は果樹栽培に適しているといわれ、昔から農家の庭先や空き地に、柿や梅、北限として知られるユズなどが植えられている。

本市の本格的な果樹栽培は、南方へ出稼ぎに行っていた気仙大工が、明治期に果樹の苗木を持ち帰ったことに始まると伝えられており、県内でも早い時期から植栽が始まった地域である。明治から大正にかけては、和なしの栽培が主力であったが、その後ぶどうやりんごの栽培も広がり、ぶどうについては、明治38年にぶどう酒の醸造が始まっている。

近年ではわい化りんごの生産が主力となっており、主に贈答用として出荷されているが、東日本大震災以降樹園地の宅地化が進行したことや、生産農家の高齢化が進行しており、生産量の減少が深刻化していることから、後継者の育成や農地の流動化、集約化が取り組まれている。

#### イ 林業

本市の林業は、木材価格の低迷、林業労働者の高齢化、森林所有規模の零細さ、森林病虫害やニホンジカ・カモシカによる被害の拡大、再造林費用の負担の大きさなどから、林業経営への意欲の減退傾向と林業生産活動の停滞が続いており、結果として、適期の間伐や伐採後の再造林が進まない等の課題が顕在化している。

このような状況を踏まえ、本市では、自伐型林業の普及推進、林業の担い手の確保・育成、路網の整備、地域材の利用促進を進めながら、引き続き林業の振興を図っている。

#### ウ 漁業

本市は、寒流である親潮と暖流である黒潮が交わる世界でも有数の豊かな三陸漁場に面しており、特に広田湾では、カキ、ホタテ、広田湾産イシカゲ貝、ホヤの養殖が、大野湾ではワカメ養殖が行われ、それぞれ市場で高い評価を受けているほか、アワビやウニなどを採捕する採貝藻漁業も重要な漁業形態となっている。

一方で、本市においても地球温暖化等の影響による海況の変化、全国的に発生している磯焼けや貝毒の発生による漁場環境の変化がもたらす養殖漁業への影響、主要魚種の不漁など、厳しい状況におかれている。

また、水産資源の減少や漁業従事者不足などの影響もあり、全体的な生産量は減少している状況にあることから、担い手の確保や所得の向上、就業環境の整備、持続可能な水産資源の維持管理などが取り組まれている。

#### エ 商工業

本市の商工業従事者は、令和2年国勢調査によれば市内の全就業者数のうち88.9%を占めており、市民生活及び市内経済活動の根幹を担っている。

一方で、少子高齢化による担い手の減少や人口減少に伴うマーケットの縮小は、本市の商工業事業者にも大きな影響を与えており、陸前高田商工会の会員数も減少傾向にあるなど厳しい状況が続いている。

本市では、商工会と連携した事業承継支援や新商品開発、設備投資による効率化への支援を継続するとともに、新規起業者への支援制度を実施し、中小企業を中心とした商工業の安定的な経営と雇用の確保に取り組んでいる。

#### オ 観光産業

本市は、北上山地とリアス海岸が生み出す豊かな自然景観をもち、名勝高田松原や広田半島が三陸復興国立公園に指定されるなど多様な景勝地が点在している。

東日本大震災により高田松原など多くの観光地が被災したが、復旧・復興事業の実施により海水浴場の再開や道の駅の再建も果たされ、令和6年度には約132万人の観光客が訪れるなど順調に観光産業の回復が進んでいる。

#### (5) まちづくり

本市は、東日本大震災により壊滅的な被害を受けたことから、平成23年に「陸前高田市震災復興計画」を策定し、「海と緑と太陽との共生・海浜新都市」の創造を掲げ、震災からの「一日も早い復興」の実現に向け取り組んできた。

被災者の住宅再建や、中心市街地における事業者のなりわいの再生も進められ、まちなぎわいが取り戻されつつある一方で、全国的な潮流である人口減少や少子高齢化は本市においても大きな課題となっている。

本市では、復興後の夢と希望に溢れる持続可能なまちの創造を目標とする「陸前高田市まちづくり総合計画」を平成31年に策定し、子どもから高齢者まで、市民みんながいきいきと笑顔で過ごせる「ノーマライゼーションという言葉のいないまちづくり（世界に誇れる美しい共生社会のまちづくり）」を背景に、「夢と希望と愛に満ち 次世代につなげる 共生と交流のまち 陸前高田」を目指し、市民協働のまちづくりを進めている。

また、令和6年には、環境省の脱炭素先行地域に選定され、令和7年度からの5年間にわたり、「脱炭素と資源循環で実現する農林水産業振興」を柱として、津波被災跡地を有効活用し、ポット式根域制限栽培を採用した果樹栽培と、太陽光発電事業を組み合わせた「営農“強化”型太陽光発電（ソーラーシェアリング）」を導入し、醸造用ぶどうの生産に取り組んでいる。

#### (6) 規制の特例措置を講じる必要性

本市の果樹栽培は明治時代に始まり県内でも有数の歴史を有しているが、生産者の高齢化や離農が進み担い手が不足していることや、経営規模が小さく生果販売のみでは収益性が低いことから、生産量の減少傾向が継続している。

一方、近年では意欲ある新規就農者が、果樹栽培に加え、ECサイトを活用した新たな販路の開拓や未利用果実を活用したジュースなどの加工品の開発など新たな動きも見られている。

また、市内に進出した企業により営農型太陽光発電を組み合わせた醸造用ぶどうの生産が始まっているほか、本市が脱炭素先行地域に指定されたことに伴い、今後同様の取組が耕作放棄地や津波被災跡地で広がることが期待されている。

しかしながら現在本市には果実酒の醸造が可能な事業所が1か所のみであることから、生産された醸造用ぶどうやりんごの加工を市外の醸造所に委託せざるを得ない状況となっており、本市の地域性を活かした果実酒の製造が困難となっている。

本特例措置の活用により、意欲ある若手農業者がワイン・シードルの醸造に取り組むことが可能となり、独自のブランドが確立されることにより市内全体で原料生産に取り組む新規就農者や農業後継者が確保され、耕作放棄地の解消及び農業所得の向上が図られる。

### 5 構造改革特別区域計画の意義

本特例措置の活用により、特産物を原料とした果実酒の製造が小規模から可能となり、本市の地域性を活かした新たなブランド価値を付与することで、農産物の高付加価値化と農業所得の向上、耕作放棄地や津波被災跡地の有効活用、市内での経済循環の促進が期待される。

また、海に見える樹園地が広がる景観は全国的にも珍しく、ワイン・シードルと本市の豊かな海産物とを組み合わせたメニューの展開や海中熟成によるワイン・シードルの高

付加価値化、漁業体験とぶどう・りんごの収穫等農業体験を組み合わせた観光コンテンツとしての活用により、通年で観光客の増加が見込まれる。これは、観光入込客数 150 万人を目指している本市にとって地域の活性化に大きな意義がある。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

本特例措置の活用により、特産品を原料とした果実酒の製造が小規模から生産可能となり、未利用果実を含め高付加価値化による農業所得の向上が図られるほか、耕作放棄地の発生防止、新規就農者の増加が期待される。

また、地域の特性を活かしたワイナリーの創業は、これまで通過型観光が滞在型観光に変化する起爆剤となり、観光業が地域経済の活性化に大きく寄与することが期待される。

このことから、新規就農者数の増加と観光入込客数の増加を目標とする。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

### (1) 新規就農者の増加

醸造用ぶどうやりんごの生産拡大と、高付加価値化による農業所得の向上により、新規就農者の増加や、後継者の育成による既存農家の経営継承が図られ、耕作放棄地の拡大に歯止めがかかることが期待される。

このことにより、海に見える樹園地が広がる景観が維持されるとともに、若い世代の地域への参入により、地域活動全体の活性化が図られる。

#### ○目標指数

##### 新規就農者の増加（累計）

項目	令和 6 年度（実績値）	令和 10 年度（目標値）
新規就農者数	8 人	20 人

##### 特例措置を活用した酒類の製造

項目	令和 8 年度 （目標値）	令和 9 年度 （目標値）	令和 10 年度 （目標値）
特産酒類製造事業者数	1 件	1 件	1 件
特産酒類製造量	2.25kl	3.5kl	3.5kl

### (2) 観光入込客数の増加

地域のワイナリーが増加することは、農業所得の向上のみならず、飲食店や宿泊施設でのワイン・シードルの提供や、農業体験等と組み合わせた新たな観光コンテンツの開発により、本市の課題となっている通過型観光から、地域にも経済波及効果が高い滞在型観光への転換が図られることから、観光入込客数の増加と、地域経済の活性化が期待される。

#### ○目標指数

##### 観光入込客数の増加

項目	令和6年度（実績値）	令和10年度
観光入込客数	1,322 千人	1,500 千人

8 特定事業の名称

709（710、711）特産酒類の製造事業（構造改革特別区域法第26条）

(別紙)

1 特定事業の名称

709 (710、711) 特産酒類の製造事業 (構造改革特別区域法第26条)

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において生産された地域の特産物として指定された農産物 (ぶどう及びりんご又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。以下「特産物」という。) を原料とした果実酒を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

岩手県陸前高田市の全域

(3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、構造改革特別区域内において、特産物を原料とした果実酒の提供・販売を通じて地域の活性化を図るために果実酒を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、特産物を原料とした果実酒を製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準が6キロリットルから2キロリットルに引き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能となる。

これにより、地域において新たなワイナリーが参入し、特産物を原料としたワイン・シードルの醸造が行われ、規格外品などの未利用果実の有効活用による地域の農業者の所得の向上や新規就農者の増加、耕作放棄地の発生防止にもつながるものと考えられる。

また、ワイン・シードルが地域ブランドとして確立されることで、新たな観光コンテンツとしての活用や飲食店での展開により、地域経済の活性化や交

流人口の拡大が図られると考えられる。

なお、当該特例措置により酒類の製造免許を受けた場合も、酒税法の規定に基づき酒税の納税義務者として必要な申告・納税や各種記帳義務が発生するとともに税務当局の検査及び調査の対象となる。このことから本市は、無免許製造を防止するために制度内容の広報・周知を行うとともに、特産酒類の製造免許を受けた者が酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行うこととする。